

令和9年度 国土交通省航空管制技術官募集

業務内容

航空管制技術官は、航空機が悪天候時においてもその航行を可能とする航空保安システムである管制施設（レーダー及び情報処理装置等）や航空保安無線施設（計器着陸装置等）などの運用・管理とメンテナンスを担当するエンジニアです。先進の航空保安システムをベストコンディションに維持管理することから、システム整備、工事の設計施工、並びに新しく高度化される航法システム（衛星航法等）の分野まで幅広く携わります。

採用後は、約3ヶ月間航空保安大学校（大阪府泉佐野市）で研修を受けた後、全国の各官署に配属されます。

※航空管制技術官の紹介はこちら

■航空保安業務「空の安全を守るツバサノシゴト」：<https://www.mlit.go.jp/koku/jans/>

■航空保安大学校：<https://www.cab.mlit.go.jp/asc/atse.html#work>

募集要領

1. 採用条件

以下のいずれかの無線従事者資格を有し、かつ当局実施の採用試験に合格した者。

- ① 第1級陸上無線技術士または第1級総合無線通信士（原則として30歳まで）
- ② 第2級陸上無線技術士（原則として27歳まで）

※本募集は、上記①または②の資格について、令和8年7月の国家試験までに合格し、令和8年9月30日までに無線従事者免許証の交付を受けていることを採用条件とします。応募時点での資格取得は条件としていませんが、上記期日までに当該資格を取得できないことが明らかである場合は、採用試験を受験することはできません。ただし、採用試験実施日までに国家試験の合否結果が判明しない場合はこの限りではありません。なお、国家試験合否結果については、以下「3. 応募方法」に示すメールアドレスあて速やかに連絡をお願いします。

なお、陸上無線技術士の国家試験は令和8年7月に、受験申込時期は令和8年5月上旬に予定されており、詳細については（公財）日本無線協会ホームページ（<http://www.nichimu.or.jp>）で確認できます。

2. 採用時期及び予定数

令和9年4月1日（予定） 若干名

3. 応募方法

メールもしくは郵送により下記必要書類を提出してください。

【必要書類】

- ・市販の履歴書（身上書付、写真添付）
※履歴書には連絡先の電話番号及びメールアドレスを記載してください。
- ・所持する全ての無線従事者免許証の写し（免許証交付申請中の場合は、合格通知の写し）

【受付期間】

令和8年4月1日（水）～6月30日（火）

※受付期間内の必着が条件となります。

【送付先と注意点】

<メールによる応募>

- ・「cab-kangi-saiyou@gxb.mlit.go.jp」あて必要書類を送信してください。
- ・必要書類は全てPDF形式（カラー）としてください。
- ・履歴書原本は面接試験の際にお持ちいただきますので、それまでは保管をお願いします。
- ・メール送信後、7. の問い合わせ先へ連絡し、メールの受信確認を行ってください。

<郵送による応募>

- 以下の住所（①または②）あて必要書類を郵送してください。
 - ① 国土交通省東京航空局保安部管制技術課 課長補佐あて
住所：〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎
 - ② 国土交通省大阪航空局保安部管制技術課 課長補佐あて
住所：〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
- 送付する封筒の宛先には、「航空管制技術官採用試験応募」と記載してください。

4. 採用試験

履歴書による書類選考のうえ、令和8年8月（日時等は別途連絡します）に採用試験（面接試験及び以下の筆記試験）を実施し、採用者を決定します。健康診断の結果で色覚に異常のある方は不合格となりますのでご注意ください。

なお、資格未取得者に対する採用試験は、国家資格取得見込みとして実施し、採用試験に合格した後、令和8年7月の国家試験において国家資格を取得した場合に採用を通知します。

※筆記試験の内容

数学、無線工学の基礎に関する筆記試験
文章理解、数的処理等に関する論述試験

5. 試験地

千歳市（北海道）、東京都、泉佐野市（大阪府）、霧島市（鹿児島県）、那覇市（沖縄県）

6. 給与等

国家公務員給与法等に基づく

7. この試験を受けられない者

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

8. 問い合わせ先

- ① 国土交通省東京航空局保安部管制技術課 課長補佐 鶴田
電話：03-5275-9324
連絡可能時間帯：月曜日～金曜日の平日 9:30～18:00
- ② 国土交通省大阪航空局保安部管制技術課 課長補佐 徳重
電話：06-6937-2750
連絡可能時間帯：月曜日～金曜日の平日 9:30～18:00